

第 5 9 号議案

住居表示に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 7 年 6 月 2 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

（提案理由）

住居表示台帳等の写しの閲覧及び交付並びに手数料に係る規定を廃止する必要がある。

住居表示に関する条例の一部を改正する条例

住居表示に関する条例（昭和 3 8 年中野区条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「。以下「法」という。」を削り、「基づく」を「基づき、」に改め、「並びに住居表示台帳等の写しの閲覧及び交付に関し必要な事項」を削り、「ことを目的」を「もの」に改める。

第 5 条及び第 6 条を削り、第 7 条を第 5 条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にされた改正前の第 5 条第 1 項の規定による住居表示台帳等の写しの閲覧及び交付の請求に係る住居表示台帳等の写しの閲覧及び交付並びに当該請求に係る手数料については、なお従前の例による。